令和５年度高等学校教職員定数の配分方針

　　第１　「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」等に基づく教職員の配置

　　　　　なお、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

　 １　校長

　　　　　・学校（分校を除く）に各１名

　　２　准校長

　　　　　・本校については、定時制の課程（昼間においてのみ授業を行う課程及び閉課程を除く）又は通信制の課程に１名

　　　　　・分校に１名

　　３　教頭

　　　　　・本校については、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に各１名

　　　　　・分校に１名

　　　　　・別途、学校の実情を勘案し更に１名

　　４　教員

　　　　　(1)別表第１を基準に配置

　　　　　(2)特色づくりの推進、学習指導の充実及び教育課題への対応のための配置

①総合学科

②単位制

③専門学科、通信制、普通科設置専門コース等

④エンパワメントスクール

⑤普通教科少人数指導

⑥修業年限弾力化

⑦日本語指導が必要な生徒選抜

⑧自立支援推進

⑨通級指導

⑩ガイダンス機能の充実

⑪研究校等

⑫進路保障

⑬生徒指導・中途退学対応

⑭地域連携の充実

⑮学校経営推進

⑯日本語指導の充実

４―６

　　５　養護教員

　　　　　・本校については、全日制の課程及び定時制の課程に各１名、通信制の課程に２名

　　　　　・分校に１名

　 　　　・別途、学校の実情を勘案し更に１名

　　６　実習助手

(1)普通科、商業科、グローバルビジネス科、総合科学科、総合造形科、国際文化科、文理学科、教育文理学科、総合学科を置く全日制・定時制の課程の学校

・別表第２を基準に配置

(2)職業系学科（商業科、グローバルビジネス科、総合科学科、総合造形科、国際文化科、文理学科、教育文理学科、総合学科を除く。）を置く全日制・定時制の課程及び通信制の課程の学校

　　　　　・学級数等を勘案し、別途配置

　　７　事務職員

　　　　　・別表第３を基準に配置

　第２　学校運営上必要な職員の府単独配置

　　１　校務員

　　　　　・退職あと不補充により配置数を削減

　　２　農芸員

　　　　　・農業に関する学科を置く学校に、学級数及び施設等を勘案し配置

　第３　市立高等学校定時制の課程教職員（府費負担教職員）定数配分基準

　　　府立高等学校教職員定数の配分方法に準ずる。

第４　再編整備中の学校は別途通知

４―７